

第2回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年6月3日（月）

事務局：第2回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催します。

本日事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日はお暑い中、また、それぞれ6月議会も始まっていると思いますけれども、この千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして感謝を申し上げます。

また、4月24日には森田知事のリーダーシップのもと、各市町村長さんのご協力もいただき、市町村担当部課長会議を開催させていただくなど、重ねて感謝を申し上げます。

千葉県におきましては、特に東葛地域におきまして、ごみ焼却灰や剪定枝などの保管が逼迫した状況にあり、当面の一時保管場所の確保にもご苦勞をおかけしていることについて、大変申しわけなく思っております。

私は、実はこの会議の開催前に県のご案内をいただきまして手賀沼下水終末処理場を視察をし、周辺住民の方々ともお話をさせていただきました。坂本副知事からは保管の現状や一連の経緯についてご説明をいただきまして、改めて早期に県内に、より安全な最終処分場を整備して処理を進めていく必要があるということを実感をいたしました。

本日の会議は、県及び市町村の皆様のご理解のもと、指定廃棄物の早期の処理を進めるために非常に重要な会議になると考えております。

去る5月21日には、4回にわたる議論を経て、有識者会議において最終処分場の選定手順と評価項目、評価基準案についてご了承をいただくことができました。皆様のご理解とご協力のもとで最終処分場を設置していくには、今回お示しをする有識者会議の案に記載されているとおり、地域特性を最大限尊重していくことが肝要であり、本会議でのご意見は極めて重要と考えております。

本日は皆様方からのご意見に対する回答と併せて、この有識者会議の案について建設的なご意見を賜り、ご理解をいただきたいと思っております。今回2回目の市町村長会議となりますけれども、今後とも皆様方のご協力を得ながら、丁寧に手順を踏みながらも着実に前進

できるようしっかり取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：続きまして、森田千葉県知事からご挨拶をお願いいたします。

森田知事：お忙しいところ、ありがとうございます。着席にて失礼します。

本日は井上副大臣、秋野政務官にお越しをいただきまして、第2回目となる千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催していただき、誠にありがとうございます。

各市町村長の皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

4月10日の第1回市町村長会議以降、国におかれましては、3回にわたり有識者会議を開催されるなど精力的に取り組まれ、また、本日お忙しい中、井上副大臣には一時保管場所をご覧いただきました。井上副大臣は非常に丁寧に、そして実直な住民に対する対応に、最後は住民のほうから、副大臣、頼むよという、そういうお声もかかったと、そのように坂本副知事から報告を受けております。ありがとうございます。

また、第1回会議で市町村担当部課長説明会の開催について協力をお願いしたところ、早速4月24日、環境省職員の皆様にご協力をいただき、ありがとうございました。

何度も申し上げるところでございますが、県内には8,000ベクレルを超える廃棄物が大量に保管されております。副大臣にご視察いただいた県による一時保管も平成26年度末を期限としていることから、国の責任においてこれら进行处理する指定廃棄物の最終処分場を早期に確保していただくことが不可欠でございます。国におかれましては、市町村長の皆様のご意見を踏まえながら、ぜひとも平成26年度末までに設置していただくよう、改めてお願いを申し上げます。県といたしましても、一生懸命協力してまいりますので、各市町村長の皆様におかれましても、共助の精神で、この問題の解決に向けてご協力をいただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは、ここで出席者をご紹介させていただきます。

まず千葉県からは、ただいまご挨拶をいただきました森田県知事を初め、坂本副知事、中島環境生活部長に出席いただいております。

次に環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いいたします。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしくお願いいたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは続きまして、配付資料を確認させていただきます。

本日配っております資料の一番上、議事次第でございますが、その下のほうに配付資料の一覧をつけております。1枚目が議事次第でございます、その次に出席者名簿を両面つけております。その次が座席表でございます。資料の1の1が選定手順等についてという資料でございます。続きまして、資料の1の2が市町村長会議でご議論いただきたい事項、資料2が各市町村長からのご意見等に対する回答についてということで、この資料の別紙1というものがついております。今後のこのスケジュールについてということで資料3、1枚紙でございます。

本日お配りしている資料は以上でございます。もし漏れ等ございましたら事務局のほうまでよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいている各市町村長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございます。大変恐縮ではございますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますのでご容赦を願います。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願いを申し上げます。この後のカメラ撮りにつきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は15時40分までの会議となっております。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

これからの議事進行は秋野政務官が務めさせていただきます。

それでは、秋野政務官、よろしくお願いいたします。

■資料 1、2 について説明

秋野政務官：秋野でございます。本会議の議事を進行させていただきます。座って進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては、次第でございますとおり、議題 1 の指定廃棄物処分等有識者会議における検討状況について及び議題 2、各市町村長からのご意見等に対する回答についてということでございます。お時間がございませんので、一括してご説明をさせていただきます。梶原部長より、資料 1 及び資料 2 をまとめてご説明をさせていただきます。

梶原部長：廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。

資料の 1 の 1、資料の 1 の 2、それと資料の 2 を用いてご説明申し上げたいと思います。まず初めに、資料 1 の 1、横のパワーポイントでございますけれども、タイトルが指定廃棄物の最終処分地候補地の選定手順等についてということでございます。

この事業は、先だって第 4 回の有識者会議におきまして、選定手順としてご了解を賜ったものでございます。詳細は資料 1 の 2 の 2 ページ以降にあるんでございますけれども、非常に字の多い読みにくいものになっておりますので、資料 1 の 1 のパワーポイントを用いましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず 1 枚おめくりいただきまして、下のページ、3 ページでございます。全体の候補地選定の基本的な考え方というものがお示しをしてあります。

まず第 1 点目でございますけれども、前回の市町村長会議でご説明を申し上げましたけれども、最終処分場等の構造並びに最終処分場におきます維持管理については、その安全に万全を期すということでございますけれども、その上で、さらに安全な処分に万全を期すという観点から、例えば自然災害のおそれのある地域を除外をする。あるいは、施設の存在そのものが貴重な自然環境の保全、あるいは史跡、名勝、天然記念物等のほうに影響を及ぼすおそれがあるような地域、これをまず除外をするということでございます。これが第 1 点目でございます。

第 2 点目でございますけれども、地域特性に配慮すべき事項、この市町村長会議におきましてご議論を賜り、最終処分場の整備に向けて建設的な方向で合意がされる場合につき

ましては、こういったところは避けるべきだということについて、そういつて建設的な方向で合意ができれば、その点についても除外をすることが適当ではないかというふうに考えてございます。

第3点目でございます。その上で、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定というところで、後ほど詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますが、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の発生状況から見て、候補地として望ましい土地を選定していきたい。その上で、4番目でございますけれども、合意等によります地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施いたしまして、有識者会議で安全性についてご了解を賜る。その上で、5番目でございますけれども、市町村長会議において最終的な候補地を提示をしていきたい。ただ、候補地の提示方法につきましては、地元のご意向を十分に聴取いたしまして、市町村長会議において議論していただいた上でその選び方については決定をさせていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、では具体的にどう進めていくのかということ順序立てて(1)から6ページ目の(6)までのプロセスを経ていきたいということでございます。

まず(2)にあります安全のところでございます。これは先程ご説明を申し上げましたけれども、あと2枚おめくりいただきまして、ページ9をご覧くださいと思います。ページ8から出てくるわけでございますけれども、ページ9にありますように、まず安全ということ、先ほど申し上げましたように、非常に堅固な施設を造ってモニタリングもしっかりしてということでございますけれども、万全を期するという観点から、避けるべき地形、地盤に関する自然災害として、下のページにあります赤の枠の中にございます地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火並びに陥没という観点で避けるべき地域を決めてまいりたいというふうに考えてございます。その下のところにありますように、液状化につきましては、構造物の設計施工方法等により対策を講ずることができると考えております。また、台風、竜巻、大雨、落雷というものもございまして、これは自然災害ではありますけれども、土地に起因したというか土地に結びつけたことはなかなかしにくいということもございまして、また、実態として、例えば台風のときに問題になるのは、例えば地すべりでありますとか斜面崩壊でありますとか、そういったような今の赤の枠の中にある事象という形で実際の災害が起こりますので、そういったような観点で避けるべき地域は避けるということで対応できるのではないかと考えております。一番下の行でございますけれども、これらの評価につきましては、既存の知見により安全等

が確保できる地域を抽出してまいりたいというふうに考えております。

大変恐縮でございますが、5ページにちょっとお戻りいただきたいと思います。2ページほどお戻りいただいて5ページでございます。

(3)、先程地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出するというふうに申し上げました。具体的には、地域特有の自然災害あるいは地域特有の貴重な自然環境がある。したがって、ここは避けるべき、あるいは地元住民の安心という観点から特に配慮すべき地域があるというところにつきましては、この市町村長会議で合意された場合につきましては、それを最大限尊重するというふうに考えてございます。

その次のプロセスとしては(4)でございます。必要な面積を確保した土地の抽出をするということでございます。私どもが利用可能な国有地というものを基本としておりますけれども、市町村長会議におきまして、例えば公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含めるというふうに考えてございます。これまでも千葉県からは幅広く土地をとるようというところでありまして、今、県有林といったところもいただいております。また、市町村長会議におきまして、最終処分場等の候補地の対象として優先すべき地域の考え方について一定の理解が得られた場合には、これらの考え方を最大限尊重して候補地を選定していくことにしております。この点につきましては、前回のこの会議におきまして、千葉県の副知事から候補地の選定に当たりましては、千葉県の地理的、地形的な特徴、特性を踏まえた配慮も必要なことから、千葉県としても検討を行うので国としても協力をお願いしたいというご発言があり、県としての考え方が最大限生かせるように、先ほど言いましたように公有地や民有地も提案された場合には当然に含める、あるいは、この会議におきまして一定の理解の上で優先すべき地域というものがあるということがあれば、それも最大限尊重していきたいというふうに考えている次第でございます。私どもとしては、できるだけ早く、千葉県におかれまして候補地の対象として優先すべき土地の考え方、地域の考え方というものはお示しいただければと期待をしているところでございます。

6ページを見ていただきたいと思います。安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定でございます。先ほど申しあげましたように、自然度等4つの項目から見てより望ましい土地を選定をしていきたいと考えてございます。

15ページを見ていただきたいと思います。まず4つの項目と先ほども申しあげました。自然度、これは植生の自然度、どれぐらい天然に近いものかといったような観点で実は1

から10まで分けた情報地図がございます。それを用いて考えていきたいと思っております。また、水源ということ、近接状況では水道水、農業用水の取水口との距離を用いて考えてまいりたいと思っております。また、生活空間との近接状況につきましては、住居のある集落との距離で考えていきたいと思っております。それと、指定廃棄物の発生状況、これについては、後ほど若干ご説明を申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、下の枠の中にありますようにアクセス性や権利関係について補足的な評価基準として進めてまいりたいと思っております。

もう1枚開いていただきまして、17ページでございます。指定廃棄物の発生状況につきましては、単純に今保管をしていただいている場所でカウントをするのか、あるいは受益と申しますか、例えば広域水道でありますと、受水している地域で按分して割り戻すとか、広域的な下水道である場合はその広域的な下水道に入っている汚水を出している地域で割り戻すとかいったようなことも考えられると思っております。いずれにいたしましても、そういった4つの項目について○・×で4つについて評価をしていきたいと考えておりますけれども、評価のやり方といたしましては幾つかの方法がございます。

大変恐縮でございます14ページを見ていただきたいと思えます。

上のページでございますが、14ページの下のほうに評価方法といった紫の枠のところがございます。これは4項目をどのように評価をするかという評価の考え方を示したものでございます。まず①ということで○・×評価方式というものでございます。これは各項目の中に、例えば線をどっかで引きます。例えば水源との距離、500メートルという線を引きます。これは例えばでございますけれども、500メートル以上離れていれば○、500メートルよりも近ければ×という形です、そういった○・×方式で、○が多いものを優先していくという考え方でございます。

相対評価方式というのが②でございます。これは例えば候補地が10カ所あるといたします。先ほどの取水口との距離ということでいたしますと、例えば遠い順に上から並べていくと。例えば10個ありますと一番遠いものに10点を付けて一番近いものには1点しかつけないということで点数付けをしていくと、こういったようなやり方でございます。

3番目につきましては、総合評価方式というので、例えば水道取水口との距離で100メートル、300メートル、500メートル、1キロメートルといったようなランクを設けて、それぞれに点数をつけていくというやり方でございます。いずれにしても、これはそれぞれ長短あるやり方でございまして、専門家有識者の方々のご意見では、まず非常に

2桁を超えるような候補地が多い場合は○・×方式で裾切りをした上で、総合評価方式で最終的な候補地を選定していけばいいのではないかというふうにご意見を賜っております。いずれにしても、各項目ごとに重み付けをして計算をしていくというやり方もございます。

6ページにお戻りいただいて、今ご説明したのは(5)でございます。その次のプロセスとして(6)でございますけれども、その具体的な最終的な候補地の提示に先立ちまして、ボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施し、有識者による現地視察、それと詳細調査結果による安全性の評価を行って、最終的な候補地の提示は環境省からさせていただきたいというふうにご考えてございます。

それで、資料の1の2にお移りいただきたいと思えます。資料の1の2でございます。1枚目に市町村長会議でご議論をいただきたい事項ということを書いてございます。

まず第1点目といたしまして、今、国有地と県有林というものをベースにして考えておるところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、公有地や民有地も含めるべきかどうかといったようなことも一つの大きなポイントになるかと思えますし、また、候補地の提示方法といたしましては、例えば、私どもとしましては、安全の観点から絞り込み、それで千葉県で必要な面積が確保できるようなところについて絞り込みを行った段階で提示をさせていただこうと思っておりますけれども、その後、最終的な絞り込みをしていくわけでございますけれども、このようなやり方をご理解していただいた上で、それを合意していただいた上で、最終的に1カ所提示をするという方向でいいのか、あるいは最終的にも複数箇所を提示をしていただきたいというふうにお考えになられるのかという点もあると思えます。また、地域特性を生かすという観点でここは避けるべきということがあれば、そういったのはどういうところなのかといったようなご議論をいただくポイントもあろうかと思えます。また、安心等の評価項目に関する評価項目及び基準についての項目を重視するのか、あるいは重み付けを行うのかといったようなこと、それと、指定廃棄物の発生状況の評価についてどうするかといった点もあろうかと思えます。

次に、資料の2を見ていただきたいと思えます。

前回の市町村長会議とその後の紙でご意見を賜ったものがあります。大変ありがとうございました。今回、共通して重要だと思われるようなご意見について私どもの考え方を説明をしてみたいと思っております。

まず資料の2を1枚おめくりいただきまして、上のほうでございます。①指定廃棄物の早期処理の必要性についてということでございます。いただいたご意見といたしましては、

一時保管をしているという状況でもあり、平成26年度末までに最終処分場を整備してほしい。平成27年4月から受け入れが可能となるようスケジュールを再度示していただきたいというものでございます。現在、有識者会議でもご指摘されておりますけれども、一時保管というのは緊急な措置であるというふうな理解でございます。廃棄物の腐敗のおそれ、あるいは放射線や放射性物質の外部漏出に関する長期的な安全性を確保するために最終処分場の整備が必要だと考えております。ただし、地元のご理解とご協力がなければ設置はできませんから、皆様方のご意見をしっかりと受けとめながら、手順を踏んで着実に前進できるように取り組んでまいりたいと思っております。

3ページ目でございます。②でございます。津波や堤防の決壊、液状化についての対策如何というものでございます。今、先ほど説明をさせていただきましたように、処分場につきましては活断層や津波、洪水等の災害のリスクの少ない安定をした場所に設置をいたしたいと考えております。そういったような対応で対応できるのではないかというふうに考えてる次第でございます。液状化につきましては、地盤改良等の対策により施設の安全性を確保してまいりたいと考えております。

ページをめくらせていただいて、4ページ目でございます。②ということで、コンクリートの耐久性はどうかと。いつごろ解体をするのかといったようなことでございます。使用するコンクリートの強度につきましては、鉄筋コンクリート構造物の計画供用期間を参考に耐久性を確保できるものを使用してまいります。長期にわたりまして構造物の強度、水の遮断機能、放射線の遮へい機能を維持していくということでございます。そのためにも、コンクリートや鉄筋に用いる材質につきましては、耐久性に十分に配慮したものとすることとしております。また、錆の出るというものを、鉄筋の錆を防止するという事で、鉄筋コンクリートの構造物は100年以上は十分に耐久性があるものだと考えております。さらには、地中に設置するために地上にある場合に比べて耐久性はより長くなるというふうに考えてございます。

ページの下でございますけれども、コンクリート構造物の解体につきましては、解体をすることは予定をしておりません。地下に残したまま保管を続けると。期間の経過とともに放射線のレベルは減衰して線量も大幅に低下をします。地下埋設型コンクリート構造物でありますけれども、二重のコンクリート壁、あるいはライニングという樹脂等で覆うことによってコンクリートをさらに保護し、ベントナイト混合土によります遮断層の設置といったような何重もの安全対策を行うことで、放射性セシウムが漏れ出すことを防止するこ

ととしております。

ページをおめくりいただきまして、6ページでございます。水道並びに農業用水の水源地を除外をすることということでございます。最終処分場の設置につきましては、水源に影響を及ぼさないようにするという事は、環境省といたしましても極めて重要なことと認識をしております。先ほど来、ご説明申し上げてますように、埋立地の構造につきましては、水を一切排出しない遮断型の構造といたしまして、モニタリング等も行い十分に安全に配慮したものとすることで水源に影響を与えることはないものと考えております。更には、下でございますけれども、候補地の選定する基準案においてご説明申し上げましたとおり、安心等の地域の理解を得られやすい土地を選定をするために、水源との近接状況も評価項目の一つとして上げていきたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきまして、国有林、県有林が優先されるのかといったようなご意見でございます。候補地につきましては、必要な面積を確保した土地を抽出いたしまして、国が責任を持って速やかな施設整備を行うために利用が可能な国有地を基本といたしておりますけれども、市町村会議におきまして、利用すべき土地として公有地あるいは民有地提案された場合は、当該土地も対象に含めるというのが基本方針でございます。これまでも千葉県からは幅広く選定作業を進めるべきというご意見をいただき、県有林の情報についてもいただいているところでございます。これについても対象のベースに考えていきたいと思っております。また、先程ご説明いたしましたとおり、県のほうで県の地域性を踏まえて考えを検討していただけるということでございます。その検討を十分に生かしまして考えていきたいと思っております。

次のページ、9ページでございます。1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物につきましても処分をしてほしいということでございます。これは、国が設置しようという形で皆様方にご相談をさせていただいている最終処分場につきましては、指定廃棄物を受け入れるということにしております。候補地の選定に当たりましても、その処分量をまず考慮して必要な規模を算定をして行っていく必要がございます。8,000ベクレル以下の廃棄物を受け入れた場合には、必要面積が非常に大幅に増えることも予想されていることでございますので、候補地の選定が困難になるおそれもございます。したがって、8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、廃棄物処理法に基づいて従来と同様な処理ができますので、ぜひ処理についてはお願いをしていきたいと思っております。国といたしましても、ホームページ等による安全性の周知に加え、これらの廃棄物を受け

入れることができる処理施設への働きかけを行ってまいりたいと、かように考えているところでございます。

私の方からは説明は以上でございます。長々とお聞きいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

秋野政務官：それでは、意見交換に入りたいと思いますが、先程梶原部長からの説明の中にごさいましたが、まずは千葉県から、最終処分場の候補地の対象として優先すべき地域の考え方あるいは検討状況についてございましたらご説明いただきたいと思います。

坂本副知事：ご説明ありがとうございました。ただ今、政務官のからご指摘ございました。県では、これまで配慮事項にかかわる情報収集を進めてまいりました。今回、1の1の資料3ページのところで、候補地選定の基本的な考え方という大きな5つに分けた考え方が示されました。1番目は一般的な除外要件、2番目が個別的な除外要件、3番目が個別的な優先要件といった形で選定を行うように示されたというように理解をいたしております。私どもが前回千葉県の地理的、地域的な特性を踏まえてと申し上げたのは、実は個別的な除外要件と優先要件を分別して申し上げたことではなくて、いわゆる総合的に個別的な要件を判断してほしいというふうに申し上げました。したがって、優先的にここがいいんだという要件を調べようというふうに思ったわけではございません。そういった個別的な除外、優先合わさった総合的な要件を、県の方の考えとしても聞いていただきたいというふうに申し上げたところでございます。今回、国の方から、むしろ我々の方が言った内容を、個別的な要件を除外と優先という2つに分けたということでございますので、我々としたしましては、水の流れや指定廃棄物の発生状況など、国の安心等の評価要件、項目とも掲げられておりますので、こうした点を個別にさらに検討していくことになるものと、考慮していくことになるものと考えております。いずれにしましても、本日、このあと各市町村長さんの皆さまから、いろいろと意見が出されると思いますので、それらを踏まえた上で進めてまいりたいと考えております。なお、1点確認させていただきたいことがございます。それは、選定の基本的考え方の2番目のところ。地域特性、建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項、合意という言葉があるんですけど、合意といった言葉の意味合いを一つ確認させていただきたいと思います。この市町村長会議は、あくまでも国が責任をもって指定廃棄物の最終処分場を設置するにあたって、各市町村長さんが意

見を述べる場であるというふうな認識を私はもっております。そこで、先程の地域特性に配慮すべき事項として市町村長会議で合意された場合とあるんですけど、その合意のプロセスについて確認させていただこうと思います。各市町村長の皆さまからご意見を受けて、国において案を作成し、それを再び市町村長会議にお示しいただくと、そういうことで合意を得るというプロセスで、そう考えてよろしいでしょうか。

梶原部長：資料の1の1の5ページの(3)のところについて、今副知事からご意見を賜ったものと思います。地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出するということですが、(3) オレンジの枠の中でございますけれど、地域特有の災害や地域特有の動植物の保全等、市町村長会議で配慮すべきと合意された事項があれば、その事項について、安全等の評価項目、あるいは評価基準案に反映するというものでございます。この部分に限らず、その他のご意見も含めまして、この市町村長会議でのご意見を踏まえ、私どもとしては最終的にその手順、基準等について修正しまして、有識者会議でのご意見も踏まえて、次回の市町村長会議で再度ご説明させていただければと思っております。皆さまには、できるだけ具体的に、地域特性に配慮すべき事項について、意見を合わせていただいて、そのご意見を提案していただき、私どもとして取りまとめていきたい、お示しをしていきたいと考えております。

■資料1、2について質疑

秋野政務官：ありがとうございました。

少しまとめますと、先ほど資料1-1では、最終処分場の候補地の選定手順等につきまして、安全の確保という観点、それから地域の実情への配慮という観点、そして最後に安心への視点の評価、こういった順番で候補地の選定を進めさせていただくということを説明をさせていただきました。

資料1-2の一番最初のページのところには、私どもの方で特にご議論いただきたい事項を上げさせていただいておりますので、ご参考いただけたらと思います。

資料2の方で各市町村長の皆様方からのご意見に対する回答につきましてご説明をさせていただきました。4月24日に行われました担当部長会議におきまして、既に口頭で回答した内容と重複してございますけれども、ご意見があればどうかよろしくお願ひしたいと

思います。

資料1及び資料2につきまして、一括にて意見交換をさせていただければと思います。

ご意見ございます方、挙手をいただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてからご発言をお願いしたいと思います。ご意見ございます方いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

流山市長：流山市、井崎でございます。この市町村長会議からの意見というところの、2番について私のほうから前回の会議の後に意見を出させていただきましたけれども、今回手続あるいは評価等について大変検討されてご提示をしていただき、この点については敬意を表したいと思います。

ただ、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、福島を加えて6県、それぞれ非常に人口密度も大きく違いますし、この基準で検討していったときに結果的に各県での候補地の環境というのでも相当大きな差が、開きが出てくるのではないかと思います。そしてこの県内処理という方針については、前回もそういう方針だというご説明がございましたけれども、これについては民主党政権の決定事項について踏襲をされることになるかと思うんですが、この点についてここに書いてある説明以外に補足をされる合理性あるいは妥当性について少し補足をしていただけることがありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいというふうに存じます。

梶原部長：私ども今、ご存じのとおり、各地で指定廃棄物の保管が逼迫していると。その逼迫度が高い5つの県におきまして最終処分場を整備をしたいと考えてございます。実際に早期の処理を図るという観点では、例えば他県に持って行ってといった、あるいは全国まとめてといったことについて考えてみても、それについて今実効的な対応はなかなか考えにくい、難しいということの実態もあります。そういう上で実際に保管状況の逼迫を早期に解決をするという意味におきましては、そういった逼迫している各県に1カ所、より安全な形の最終処分場を造るのが適当ではないかというふうに考えている次第でございます。したがって、今、流山市長さんがご指摘いただいたとおり、県内処理という方針はそのまま継続し、できるだけ早い最終処分場の整備を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、論点を少しずつ絞って聞ければと思いますけど、まず一番最初に、この安全等の評価項目等につきまして何かご意見ございます方いらっしゃいますでしょうか。大体こういったところを除外させていただいて、候補地を選定してまいりたいという私どもの考え方につきまして、ここは大体よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、地域の特性に実情への配慮の観点につきましてご意見ございますか。

どうぞ。

大多喜町長：2点ちょっとお伺いしたいんですが、まず1点、処理する放射性物質というのは大体どのくらいの年月でなくなるんですか。

それから造る構造物はどのくらいの耐用年数が。

梶原部長：まず、耐用年数でございます。いろいろな有識者の先生方にもお聞きしております。耐用年数の長いコンクリート等を用いる、あるいは錆が出ないような鉄筋を用いるということで、コンクリート自体は100年以上はもつというふうに言われております。また、特に先生方のほうで言われたのは、今回、今ご提示をしている最終処分のコンクリート層でございますけれども、半地下のようにします。半地下のものにしますと特に地下部分にあるものにつきましては大変安定性がいいというふうに言われております。したがって、コンクリート工学の先生あるいは地盤工学の先生につきましては、これは100年以上優にもつよ、という意見をいただいているところでございます。

それともう一つ、中に入っているセシウム濃度の変化でございます。セシウムには2種類あって、一方のセシウムの濃度が半減するというのは大体2年でございます。もう一つの半減期は約30年でございます。例えばどれぐらいの濃度に落ちていくのかということなんでございますけれども、例えば100年で濃度的には16分の1のセシウム濃度になる。ちょっと分かりやすく言いますと、今1万ベクレルあるといたします。1万ベクレルあるとすれば100年で600ベクレルまで落ちるということでございます。特に半減期2年のものがあるというふうに申しましたけれども、そこは非常に早く落ちますので、今私

共統計とか保管をさせていただいてるところのものは2年程前のデータで8,000ベクレルという話になりますともうかなり落ちておりますから、8,000以下にはなってるはずですから、そういう意味では今の数字の16分の1というよりもさらに落ちている可能性はある。ベースとしては100年で16分の1。

秋野政務官：つけ加えますが、資料の一番後ろのところに添付の図がつけさせていただいております、添付の図の、5ページ以降なんですけど、6ページのところで先ほどご質問いただきましたコンクリートの件は資料がついてございます。ご参照いただけたらと思います。

そして2つ目に質問いただきましたセシウムの濃度がどうなっているかというのは、8ページのところに参考資料がつけてございますので、参考にさせていただけたらと思います。どうぞ。

大多喜町長：その数字はちょっと私なんかも専門的じゃないんですけども、人に影響を与えないのにどのぐらいの年数がかかるんですか。

梶原部長：どうもありがとうございます。人の影響という観点では、前回の資料になりますけど、人の影響という観点では、まず最終処分場につきましては、今回の資料の2の中の添付図面の1ということで資料にこういうものがあります。まず見ていただきたいと思います。添付図1というもので、処分場の安全性確保の方法（その1）というものでございます。ここにあるのが全体のポンチ絵という形の安全性の多重性を確保するための手段でございます。

これが安全性の考え方でございまして、まず真ん中の青のところは容器というふうになってございます。これはよくテレビ等で画像でも見ますけれども、いわゆるフレキシブルコンテナと言われるものの中にまず入れるということでございます。これを処分場の中に埋め立てる際には、赤っぽい土壌等と書いてありますけども、土壌等の中にサンドイッチという形で埋めて処理をします。その外に緑のコンクリートの構造物があるわけでございますけれども、その緑のコンクリート構造物の内側には、例えば青いところ、ライニングと書いてございますが、これ樹脂等のコーティングをやるところでございます。その外側にさらに紫色の部分がございます。ここは点検廊という形で使うんでございますが、最終

的にはここにも土を入れます。さらにその外にはコンクリート構造物を造るということもございます。こういうものを入れることによって外側には放射線がほとんど出てこないという構造になります。前回申し上げましたけれども、例えばこういう複数の構造物がなくて単純に放射性の廃棄物がどんと塊があって、その上にコンクリートの蓋と土の蓋だけをすると考えた場合も、こういったような多重じゃなくても、例えば30センチメートルのコンクリートの蓋をいたしますと、30センチメートルの上です、大体放射線はすぐその真上では200分の1になります。さらに1メートルの土を上を被せて裸にしない訳でございますが、そうすることによって放射線のレベルは400万分の1になります。したがって、中の放射性物質からの放射線は、外では実質上全く検知されないレベルになってます。そういう意味では安全性はいかほどかということ、放射線はほぼカットされるという構造物になります。

それと、地下部分につきましても、例えばこういった多重の防護が万が一壊れたとしても、実はセシウムは非常に土壌と吸着しやすいという性質を持っています。したがって、何回も、土を入れます土を入れますと申し上げてるのは、もしも漏れてもそこで止まるということを意味しております。したがって、万が一コンクリートの構造が壊れたとしても大きく拡散することはないというように考えておりますし、また地下水等のモニタリングをやることによって万が一何かの異常があれば十分にその対応ができるというふうに考えております。そういう意味では安全性に対するご懸念については非常によく分かりますが、こういったような点につきましても十分にご説明を申し上げていきたいと思っております。

大多喜町長：これはベントナイトのベント層ありますね。これが実際にはものすごく軟らかくて弱いものですよね。そんなに硬いものじゃないですよ。ですからこれは何かかなり保護するものはあるんですか。ベントナイト、ベント層というものは恐らくそんなに硬くないですから、簡単に破れてしまうようなものだと思うんですよ。

梶原部長：ベントナイトの土壌そのものはさらさらしてるものがございますけれども、これを例えば数十センチメートルの厚さにわたって重ねて締め固めるといいますか、上からどんどんどんどん締め固めて使うことになります。したがって、軟らかいものの中にフレキシブルコンテナの容器に入ったものがあるということではなくて、十分な強度を持

ったものという形になります。また、コンクリート層を造る時も当然ながらコンクリート層を打つ場合は、周りを保護とかしますので、流れ易いものとかそういったようなイメージである必要は全くないと思っております。

大多喜町長：あともう1点なんですけども、あと水道水源の取水口からどのくらいの距離が安全であると考えられますか。

梶原部長：基本的には先生方の有識者会議の議論では、安全の観点から先ほど申し上げました9つの地域を除外をする。もちろんその前提として、最終処分場も構造をしっかりさせて、それでモニタリング等々をしっかりさせるということの前提つきで、9カ所の地域のところを避けた場合は、基本的にそういった安全という観点では問題がないというご意見を賜っております。その上で、水道水源あるいは農業用水の取水口という観点から、安心という観点から、それは避けるべきところは避ければいい。従来的にはいろんなこと言われておりますけれども、これまでの私どもとしてはそういう意味では水道水源というところについては問題はないと思っておりますけれども、これまでの例えば産業廃棄物処理施設の立地等々で自治体がいろんな形でご指導されているケースを見ていきますと、非常に安全に見て、500mもあれば、十分に安全を見て、最も安全を見たケースがその程度でないかというふうに考えている次第です。

大多喜町長：それがこの造られた施設が完全であるという前提条件ですよね。仮に漏れた場合は、どうでしょうか。

梶原部長：漏れるということの場合は、恐らく地下水経由、地下経由でという話になると思います。これも今回の別紙1の12ページ、添付図8でございます。これが例えば万が一コンクリート壁あるいは管理点検部に充填したベントナイト混合層の両方が破損し、それで放射性セシウムを含む水が漏れいしていくということの場合にはどういったような形で拡散をしていくのかということでございます。これが一つの例でございます。例えばここに計算をしておりますけれども、右下に計算結果がちょっと出ておりますけれども、3カ月間でどれぐらい動くのかということでございますが、1カ月に26センチメートル、従いまして3カ月で78センチメートル動く。これは相当安全めに計算をしております。

したがいまして、この間において当然ながら水も万が一のときもこういうスピードでしか動きませんので、当然のことながら遮断をすることができるというふうに考えてる次第でございます。

秋野政務官：よろしいですか。

今、飯島町長さんからありましたのは、例えば安全の観点からと、それから私どもの方で安心の観点から、資料1で言いますと14ページ、15ページのあたりのところにも、この水源との近接状況につきまして市町村長の皆さん方にお諮りをしたいところでもございますが、今ここまでお話がきましたので、この安心等の地域の理解が得やすい土地の選定、私ども4つの評価項目を上げさせていただいておりますけども、ここにつきましてご意見ございますでしょうか。自然度、それから水源の議論がありました。生活空間との近接状況、それから指定廃棄物の発生状況という形でご提示をさせて。

どうぞ。

東金市長：今回指標として4つ、自然度、水源あるいは生活空間であると思います。ある意味わかるんですけど、4番目の指定廃棄物の発生状況、これは県内の各地域で発生したんじゃないですよ。汚染をされたんですよ。気流の関係ですとか、あるいは廃棄物の処理施設、汚泥ですとか焼却灰とか、それがここに17ページに書かれてますけども、発生状況と書いてありますが、発生状況じゃなくて、汚染されたものが集約をされてるのが現状だというふうに私は認識してるんです。ですから、この指標の中に発生状況を評価基準として、この一部を受益してる市町村に応分の割り戻しを行うことも一つの考えであるというふうに書かれておりますが、この割り戻しっていうのはどういう意味なんですか。

梶原部長：どうもありがとうございます。確かに今、市長ご指摘のように、発生というよりは汚染されたものが保管をどういう形でされてるかといったようなことだろうと思います。

それでちょっと割り戻すというのは、わかりにくい説明で大変恐縮なんでございますが、例えば一つの例を挙げますと広域水道、下水道なんかでもそうですね、広域の下水道があります。広域の下水道の終末処理場もありますから、基本的には終末処理場でセシウムに

汚染されました下水道汚泥が出てくるということでございますけども、そこに集まってくる下水は当該下水処理場がある自治体からの汚水だけではなくて、例えばA市ならA市のところに下水処理場があるとすればA市の汚水だけが集まってくるんじゃないくて、周りのB市、C市、あるいはD町の汚水も集まってきて、たまたまA市の下水処理場で発生をしているというようなケース、こういった場合は例えばその下水処理場に汚水が入ってくる。A市、B市、C市、D町の汚水の量で、発生し保管されている指定廃棄物の量を、それぞれ汚水の量で按分するという考え方があるということでございます。

秋野政務官：どうぞ。

東金市長：そうしますと、先程来、処理施設というのは保管、長期間にわたる保管施設をご説明いただいておりますが、これを各それぞれのもとに造るということなんでしょうか。

梶原部長：いえ、違います。資料のうちで見ますと、例えば14ページで見ていただくとわかるのでありますが、安心等の地域の理解が得やすい土地の選定ということで、4項目で評価をする。自然度、水源との近接状況、生活空間との近接状況、指定廃棄物の発生状況、これは先ほど指摘を賜ったように発生状況じゃないということかもしれませんが、この4点で評価をするときに、例えば(4)の評価のときに今はたまたまそれが保管されてませんから、評価点としてはないよという評価になるんでございますけれども、実際広域的に例えば下水処理場みたいな例でございますと、A市に全部保管されているということで、A市だということでA市だけに保管を与えるのではなくて、B市、C市、D町でもそれぞれ按分してあるんだという整理をしますと、B市、C市、D町も指定廃棄物が保管されているという観点で評価し、この4つの評価の際にそれを入れるということになるということでございます。

東金市長：そうしますと割り戻しという意味は、評価点としてそれぞれ割り振った中で最終的な場所選定に使うと、こういう意味でございませうか。

梶原部長：そのとおりでございます。例えば今の例でいきますとA市で1,000トンあるとします。だけれども割り戻したらA市は300トンになり、B市が200トン、C市

が200トン、D町が200トン、E村が100トンとか、そういったようなことに分かれるということでございます。分かれて評価をすると。

東金市長：わかりました。

一番気になるのが書かれております指定廃棄物の発生状況と、この発生という言葉。これはあくまで私は発生ではない。汚染されて、それでそれにゴミ、あるいは廃棄物がたまたま集積をされてどっかに集まっている。この発生源は福島第一原発だけなんですよ。それはやっぱり他の県も、茨城なんかも盛んにその論議言ってますよね。それぐらいやっぱあくまで消えていかないんじゃないかなと私は思うんですけど、各県で候補地を探してやろうということで、それはうちの県の中にも発電とか、そういうのは何かしらあるわけですけども、その処理は当然しなきゃいけない。かといってそこが発生源だという選び方をされては困る。だからそういったちょっと考え方、発生源じゃないんですよ。発生源というのは、福島第一原発が発生源である訳なんで、汚染されたものがたまたま今集約されてると、こういう考え方の中でやはりどう対応していくべきだというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

梶原部長：おっしゃることはよくわかります。

井上副大臣：すみません。確かにおっしゃるとおりだと思いますし、ちょっと私どもこういった表現を使っておりますので、発生ということで誤解が生じるおそれがありますので、少し表現を考えさせていただいて、例えば保管状況とか、これは有識者会議にもちょっとかけてるものですから、その上で私どもの案をまた有識者の先生方にもご判断いただきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

この4点につきましては、例えば16ページ、17ページのところで私どもが特にお伺いをさせていただきたいところの書いているところがございます。自然度であるとか、あるいは水源との距離、水道用水、農業用水を対象とさせていただきたいとか、生活空間のところ考え方、指定廃棄物の保管状況の考え方についても今ご説明をさせていただいたと

ころでございますけども、こういったところでご意見ございますでしょうか。

特に今の指定廃棄物の、あえて保管ということで使わせていただきますが、保管状況につきましては大体今のような感じで、考え方で私どもの方として進めさせていただいてもよろしいということでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、大体この安全の観点、それから地域特性の観点、それから安心の観点について、概ねのご了解いただけたと思いますが、追加的なご意見などはどうぞいただけたらと思います。

そして私どもの方でこれから絞り込みのプロセス等にもいずれ入っていきたくて考えていますけども、ここにつきまして一つ相談をさせていただきたいのが、資料1-2の一番最初のところに示させていただいております2番の所でございます。大体この絞り込みに入って提示を行わせていただく際には、1カ所の提示を市町村長会議にお示しをさせていただいたほうがよろしいか、それとも例えば途中の経過なども明らかにしながらお示しをさせていただいたらよろしいかということ少しご意見ございましたら是非伺いたと思いますが、ございますでしょうか。

では、追加的な意見をいただきながら、それをプロセスの中に組み込み、市町村長会議等にかけていながら、最終的には1カ所を提示するような形で準備を進めるような方向で私ども進めるような形でよろしいでしょうか。

どうぞ。

酒々井町長：ただ今何か1カ所選定という話があるんですが、先程の説明ですとすぐ1万分の1とかなんとかかな感じで低減するという話があるのに1カ所に集めようとするということ、根拠自体がちょっとわからないですね。それは1カ所にまとめたほうが指定廃棄物処理するのにやりやすいという話なのかわかりませんが、その加重平均に比重をとりながら1カ所に持っていくというのは、これ大変なことだと思いますね。先ほどのプロセスの中でちゃんと遮へいをすればすぐ側にあってもほとんど影響ないというような話があったわけですので、その辺をきっちりやっとなないと1カ所選定は大変もめると思います。これは私がどうのこうのじゃなくて、国の方が進める上でまず難しい話かなと思う。そういうちょっと感触を得たものですから、あえて発言させていただきます。

梶原部長：私のほうのご説明がまずかっただろうと思います。今先程400万分の1になるというふうに申し上げたのは、今回私どもがご提案しているような施設、つまり放射性廃棄物がありまして、その器の外側を30センチメートルのコンクリートの蓋をする。更にはその上に1メートルの土を覆土する、そうすることによって最終処分場の形にする訳でございますが、そのときに遮へい、中から出てくる放射線のレベルは400万分の1になります。したがって、すぐ側にいても放射線の影響を受けてることはまずないという施設を造りたいというふうに申し上げた次第でございます。

それでそういった施設をどういう形で造るかということでございますけれども、私共といたしましては1カ所で集中管理をすることによって管理の容易性等も上がりますので、できればよりリスクを小さくするという観点からも県下で1カ所整備をさせていただければなと思って今ご提案をさせていただいている次第でございます。そういう意味でなかなか難しいということも十分理解をしておりますけれども、今のような安全性の説明もしつつご理解を賜るという努力を重ねさせていただければと思っておる次第でございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

八千代市長：八千代市長の秋葉と申します。よろしくお願いたします。

2点なんですが、一つは、別紙1というホチキス止めの資料の先程ご説明のあった12ページの1カ月当たり26センチメートルしか進まないという説明ですけれども、これは不透水層の上に透水層が絶対がないという前提での説明だと思いますが、不透水層の上に絶対透水層は、帯水層はないんだという認識が、こういうのが造られたという想定だから1カ月に26センチメートルしか進まないというご説明をなさっているのかどうか確認したいというのが1点と、それから要望としては、どの項目を重視すべきかという点では、私ども八千代市としては取水源に近いところには絶対造らないということについて強く望みたい。農業も一緒ですけども、強く求めたいと思います。

また、先程以来出ている発生という言葉はおかしいのではないかというのは全く同感でして、市町村でご議論いただきたいという事項という1の2の5の1個目の白丸に市町村で発生保管したものとするかという表現があるので、保管だけにするか、私は降下という

言葉でもいいのかなと思ひまして、とにかく発生という言葉は全て消していただきたいと思ひます。以上です。

梶原部長：まず、技術的な面の方からお答えを申し上げたいと思ひます。先程私がご説明に使ひました別紙1の12ページですか、その添付図8というものでござひます。このケースの場合は、不透水層の上にありますオレンジ色の部分は透水係数が10のマイナス7乗からマイナス5乗のシルト層の場合の計算でござひます。したがひまして、この透水係数をどうひう形で設定するかによつて変わつてまいりまふけれども、この場合のケースでいきまふとこうだといふことでありまふ。これが不透水層の上にあるかないかといふのは実はあまり関係がなく、壊れた部分の透水係数で拡散の部分ができます。例へばこの縞の透水性の低い部分がなければ縦方向のスピードと横方向のスピードがそれぞれ計算されるだけだござひますので、問題は壊れた赤のところ膨らんでおりまふけれども、その周りのオレンジの地層の問題でありまふので、ご指摘の点はあまりご懸念はないかなと思ひます。

秋野政務官：よろしいですか。

ほかにござひますでしょうか。

どうぞ。

東庄町長：発生源のことで随分今問われてまふけど、実は発生源といふ表現は、かつて東京都の排ガス規制したときに、いわゆる排ガスをまき散らすといふことで移動発生源、こひう言つたんですね。移動して発生してくる。だから自ら発生してゐるんじゃないで、走つてゐる車が移動してゐることによつて発生をする移動発生。その逆を言ひると、その場所で見ずから発生したものは固定発生源。ですから表現をかへていくと加害者と被害者の形が起きてくるんで、加害者と被害者なんですよ。といふことは移動して発生させていけば、まき散らすわけですから加害者といふことですね。ところが固定させて発生させると加害者と被害者両方来るんですね。両方来る。だけど自分のところで何もしないのにそれが発生するといふことは、まさしく被害者なんですよ。こひういふ発想が生まれてくるんですよ。

ですからその辺をきつちりしていかないと、この説明をしていく中でも一番肝要な部分だぼけてしまふんです。あくまでも発生源があつたところのものが風でとか気流で飛んで、

自分は何もしてないけども、降ってきて、それで被害を受けたということになってくると、これはまさしく移動して発生した訳ですから、被害者ということになる訳です。そのあたりをきちっと決めてかからないとこの問題というのは、即ここにそういう問題が起きてる訳です。その起きた問題をその場だけで解決しなさいということになっていくとやっぱり問題が生じてくるんじゃないですか。その意識を持って説明なりなんなりに当たっていかないと問題を生じることになると思いますけど、いかがでしょうか。

梶原部長：大変ありがとうございます。発生状況というこの言葉遣いにつきましては、先ほど井上副大臣のほうからもご説明させていただきましたけれども、個人的には保管状況といったような言葉の方がいいように思います。ただ、考え方としましては、有識者会議の先生方のご意見でこういうふうにさせていただいたところもございますので、有識者先生方のご意見も賜りながら、今例えの案で恐縮でございますけども、保管状況といったような言葉を提案してみたいというふうに考えております。どうもありがとうございました。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

君津市長：いろいろとご意見を拝聴してますと私の方も今、最終処分場として放射能含んだものを受け入れております。しかし、これは私どもは1カ所に絞るということは、その市町村長は大変だと思う。どうか皆さんで考えて、2カ所とか3カ所に区分しながらおやりになるべきじゃないかな。うちの方の処分場も限界がございます。これ以上容積が間に合わない。ひとつまた皆さん、よろしく。私の方も首をかけて受けております。そういう市町村長が多くなるのではなくて、物を出すときにやはりちょっと分別を分けて出す。そして1カ所でやるとまたこれ大騒動になる。それなら分散したほうがいいんじゃないか。以上です。

秋野政務官：ありがとうございます。提示の方法と、それから処理の方法につきましては、今後ちょっと議論いただきたいと思います。一括処理なのか分散して処理かということとか、これからもご意見を賜りたいと思います。

他にございませんようでしたら。

坂本副知事：指定廃棄物の発生量については、千葉県は別に放射性廃棄物を作ってる訳ではないんでという、そういう気持ちがあっという間と言葉の問題についての理解が出てるんだと思います。誤解が招かれないような表現を工夫していただければなと思います。指定廃棄物を発生させてるのではなくて、発生してしまった指定廃棄物があるという状況にあるということをご理解いただければと思います。それが1点です。

それからもう一つ、1カ所の提示ということなんですけども、最終的には管理責任を国が果たしていくという観点から箇所数をどの位までできるかということをご検討していただきたいと思いますが、選考過程、評価過程がやっぱりブラックボックスになりますと説明がしづらいなと思っております。この評価方法、選考といたしましても一番誇らしくいいものを選考されるのではなくて、ネガティブなものやむを得ずというような気持ちがやっぱりどうしてもあるものですから、どうしても選ばれるとわだかまりを持つわけがございます。したがって、ただこういったものでございますから、場所が出てまいりますとどうしても場所間においていろんなこだわりの気持ちが出てまいりますので、そこをどういうふうに考えていくのかというのが評価・選考過程において名前が出された地域の気持ちも考えながらどうしたらいいのかということをご検討していただけたらなと、これ要望でございます。

それからもう1点、資料の2の一番最後のページのところで対象となる廃棄物の1キログラム当たり8,000ベクレル以下のというこの基準なんでございますが、これで基準としてはやむを得ないと私思っておりますが、実際にそのベクレルを検査すべき機械の性能及び測る時間によっても簡易器であるとか、物すごい何トンも重量がある機械を使うとか、2、3百キログラムの簡易な測定器を使うとか、いろんな方法があるわけでございますけども、しかも放射線の発生状況によってベクレルを計算するので、どうしても測定時間が短ければぶれが多くなり、測定時間が長くなれば測定する件数といいますか、箇所数が少なくなるという、そういったものがありますので、ある程度我々の方もやむを得ないとは思いますが2割ぐらいの誤差は最大あり得るべしかなと私は思っております。

8,000ベクレルでぴったりとやっていると、どうしてもそういったぶれがある、それから廃棄物のどこをとって測るかということの測定のぶれもあるものから、実はかなり8,000ベクレルを下回ってるからといって民間の処分業者さんが引き取ってく

れないんですね。民間の処分業者さんが測定器の精度のぶれと、それから標本のピックアップのぶれが両方ともリスクを自分が負って、後で誰かが調べたら8,000ベクレルを超えてるじゃないかと言われるのが怖いものですから、その2つのぶれを要因として掛け算を行って、8,000ベクレル掛けるアルファ掛けるベータという形で大体4,000ベクレルとか5,000ベクレル以下じゃないと引き取ってくれないというのが現状なんです。

したがって、やっぱりある程度8,000ベクレルを超えて恒常的に出てくるような廃棄物処理工場の場合には、少しぶれをある程度許容していただいた形にしないと、収集のオペレーションがうまくいかない。今まではかなり高かったというのがあったんですが、先程部長がおっしゃいましたように、2年経ちましたものですから、ベクレルがちょうど4分の3ぐらいに減ってるんです。ですから、計り方によっては非常に微妙に差が出てくるものですから、そこの辺を具体的なオペレーションの中でちょっと相談をさせていただけたらと思う次第でございます。これも要望でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

梶原部長：どうもありがとうございます。2点ありました。

まず1点目につきましては、どういう形でお示しをするかということでございます。先程一つの考え方として申し上げたのは、安全の観点から今後、作業していきますと何カ所位になるのかというのは、しばらくこれは作業してみないとわからないのでございますけれども、その段階で一度複数箇所、場合によっては10カ所になるかもしれませんし、20カ所になるかもしれませんし、5カ所になるかもしれません。そういったような形で1回お示しするのかなと思います。ただ、最終的に1カ所に責任を持って私どもに絞らせていただいて、例えばある程度の絞り込みがいて、そこから先について1カ所お示しするのか、そういったあとその間細かくやるのかという話については、これは皆様方のご意見を賜っていきたいと思っております。

また、8,000ベクレル前後の線は、なかなかテクニカルに引きにくいのだということでの話、非常によくわかります。私は技術屋なものですから、そういったような問題もあるということは十分承知をしているつもりでございます。実際どれ位、ただ同時に造るものの大きさというのは今の段階で決めていかないと候補地の選定できないんで、若干のオペレーションによる差異もありますけれども、基本的な2倍になる、3倍になるというよ

うなことはできませんので、その点をご相談させていただければと思っております。

秋野政務官：よろしいでしょうか。

どうぞ。それでは、最後をお願いします。

我孫子副市長：最後にちょっとお話、お願いをしようというようなことで、今、副知事の方からもありましたので、我孫子市でございます。先程来、副大臣並びに知事から千葉県の最終処分場の整備、早急だというご認識いただいて、大変ありがたく思っております。私ども全面的に協力をしたいというふうに思っております。

その中で会議の進め方で一つお願いがございますのは、今日も6月議会ということもありまして大変代理出席が多いというふうにお見受けをいたします。なかなか市を代表して発言するというのは難しい中で、事前の資料配付ですとか、もちろん十分な時間をとっての事前は無理でございませうけれども、少しでも事前に資料いただくとか、本日の会議で何を同意してほしいのか、何を決定してほしいのかというのが事前にわかりますと、庁内合意を取りつけた上で代理出席といえども責任を持ってこの会議で発言ができるというふうに思いますので、そうしていただきますと結果的にこの会議も早く進むのではないかとこのように思いますので、ぜひその辺の情報を事前に通知の中などでいただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

秋野政務官：では、そのように取り計らいたいと思います。

じゃあ、最後をお願いします。

浦安市長：浦安市ですけれども、今日もずっと話聞いてて非常に釈然としないのは、このまま例えばご議論いただきたい事項の2番、候補地の提示方法についてプロセスの説明いただきました。この合意の上というんですけれども、きょうこれが合意されたことになるんですか。

秋野政務官：これは今日ご説明をさせていただきましたが、ご意見いただきたいと思っておりますので、ここについては今後、ご議論をさせていただきたいと思っております。

浦安市長：これ、ですから合意したことになるんですか、54市町村が。

秋野政務官：この2番については決まってないという認識でございます。

浦安市長：先程から発生状況のことも含めてなんですけれども、1カ所ということは1市町村どっかが提示することになりますよね。これは明確に指定された、どの市町村かわかりませんが、その市長、村長、町長の政治生命に対する死刑宣告に近いんですよ。ですからもう一度ちょっと原点に戻って、やはりこの発生原因は福島原発であると、国であると、そこから立ち戻って、国が責任を持って、確かにまた、私どもは出てませんが、この受益している市町村の応分の割り戻しみたいなようなこと言われてるのは、それはおたくのところから出たからでしょう、というそういう議論ではなくて、これちょっともう一回、おかしいと思います。これ誰も54市町村合意したと思って帰ることできないと思いますよ。どうも聞いてるとこれの上に次はジョーカーが、ババが1枚なのか5枚なのか10枚なのか、そんな議論で、非常に私もつらい。今までいろんな政治決断してきましたけども、これは最も酷な死刑宣告だと思ってますけども、一番最後で申し訳ないですが、ずっと何かもやもやしながらか話を聞いてましたんで、これ合意してよろしいですねと言ったら誰も返事してないんですよ。私が言いたいのは以上です。

秋野政務官：今日了承をとらせていただいた点というのは、例えば災害が起きやすい所を除外をしていくという議論でありますとか、地域特性に配慮するという事、そして4点の安心への項目につきまして、ご了承いただいたものと思っておりますが、先程申し上げていただいた絞り込みの1カ所の提示をするという議論、あるいは提示の方法あるいは一括処理か分散処理につきましては、これからも議論を尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと予定の時間を過ぎておりますので、最後に、知事にお願ひしたいと思ひます。

森田知事：ありがとうございます。

今回は、会議で市町村長の皆様から大変貴重なご意見を数多く出されました。国においても十分ご検討いただければと思ひます。県といたしましても引き続き協力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■資料3について質疑

秋野政務官：それでは、議題3、その他に入らせていただきます。資料3について説明願います。

梶原部長：1枚紙で今後の当面のスケジュールについてというのがございます。これは先程来、技術的なことにつきましては、有識者会議でご議論して賜っていることと、この市町村長会議との関係、それと今後の進め方についてでございます。

千葉県につきましては、今日、6月3日に第2回を開催させていただいております。今後、群馬県及び茨城県におきましても同様の市町村長会議を開催をさせていただきたいと思っております。

そういった市町村長会議のご意見も踏まえて、さらに有識者会議でご議論を賜り、順次また第3回以降についても会議を開催して、私どもの考え方をご説明をし、ご意見を賜っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

秋野政務官：ありがとうございました。

それでは、先ほども申し上げましたけど、特に提示の方法あるいは一括処理か分散処理かということにつきまして、それからそのほかの追加的なご意見等につきましては、またどうぞお寄せをいただきたいと思えます。

ほかに事務局からございますか。

事務局：ただいま秋野政務官からお知らせいただきましたけれども、本日の資料等につきまして追加のご意見、ご質問等ございましたら一応目途として6月14日金曜日までを目途とさせていただきます、千葉県の環境生活部資源循環課までお知らせいただくということでよろしくお願い申し上げます。忙しいところすみませんが、よろしくお願い致します。

連絡方法等につきましては、県のほうからご連絡させていただきます。

秋野政務官：県の方からございますでしょうか。

それでは、議事を終了したいと思います。

森田知事：閉会に当たりまして、じゃあ、一言御礼申し上げます。

本日は、井上副大臣、秋野政務官にもご出席を賜り、長時間にわたり丁寧なご説明ありがとうございました。

国におかれましては、本日の会議で出された意見をしっかりと踏まえ、引き続き検討を重ねていただき、早期の最終処分場設置にご尽力を賜りたいとお願い申し上げます。県といたしましても、国と相談しながら最大限の協力をしてまいりたいと考えています。本日は、本当にありがとうございました。

秋野政務官：それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでございました。